

平成 26 年 2 月 3 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、建築物の解体時における残置物の取扱いについては、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料において別添のとおり周知されているところである。産業廃棄物処理業者による適正な廃棄物の処理を確保するため、貴職におかれましては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）と異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあるが、解体物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例が見受けられる。
- 2 解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物はその排出状況及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。
残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託するためには、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、一般廃棄物処理業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託を受ける必要がある。
- 3 各都道府県・各政令市におかれては、一般廃棄物である残置物の産業廃棄物処理業者による処理について相談等があった際には、市町村からの委託等を受ける必要がある旨、相談等を行った者に示すとともに、元々の占有者による適切な処理が行

われない場合等には、当該市町村に対して、適正な処理業者に委託を行う等の廃棄物処理法に従った適正な処理を行うよう依頼されたい。

【別添】

全国都道府県及び政令指定都市等
環境担当部局長会議資料抜粋

資料 2

全国都道府県及び政令指定都市等 環境担当部局長会議資料

平成 26 年 1 月 31 日（金）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

② 建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物(以下「残置物」という。)がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

都道府県及び市町村においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理事業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市町村における処理方法(排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等)を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。